○農林水産省告示第八百二十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百八号（漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号中「てん補方式に」を「**塡**補方式に」に改め、同号の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分		塡補方式													
		全損比例塡補方式	約定限度内塡補方式			支払上限付塡補率逓増方式	支払上限付小損害低塡補方式	支払上限付小損害不塡補方式	約定限度内低事故不塡補方式			支払上限付低事故不塡補方式			地震等限定塡補方式	大損害比例塡補方式	
			特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合				特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合	特約で定める割合が三〇%の場合	特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合		特約で定める割合が二〇%の場合	特約で定める割合が一〇%の場合
漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号。以下「令」という。）第十八条の四（令第二十二条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定するのり等養殖業	1区	九・〇九%	七・五八%	六・二一%	三・七八%	五・二〇%	六・三八%	三・九五%	五・五二%	四・一六%	一・七四%	一・一一%	二・四七%	四・九〇%	〇・一〇%	五・六六%	四・五八%
	2区	一〇・六一	八・六七	六・九六	四・一七	五・三二	六・五六	四・二五	六・四一	四・七〇	一・九二	一・四七	三・二〇	五・九八	〇・一〇	七・二五	六・二〇
令第十八条の四に規定するわかめ養殖業	全ての水域	一五・四一	一一・五九	八・六六	四・九七	九・〇六	一一・五五	九・〇一	八・四一	五・八六	二・一七	三・〇六	五・四八	九・〇四	〇・一〇	七・九二	七・一〇
令第十八条の四に規定するこんぶ養殖業	3区	七・九三	六・七五	五・五八	三・六五	四・六三	五・六九	三・七五	五・〇四	三・六五	一・五〇	一・一八	二・三六	四・六一	〇・一〇	三・八六	三・〇二
	4区	一一・五八	九・九七	八・四七	五・六八	六・七七	八・三一	五・四七	七・八三	五・七九	二・四七	一・八二	三・八六	七・一八	〇・一〇	五・六四	四・四七
令第十八条の四に規定する真珠母貝養殖業	全ての水域	一五・一二	一〇・二八	八・三二	四・九九	九・六〇	一二・八六	一一・九八	七・七一	五・六〇	二・四二	二・七二	四・六九	七・八七	〇・一〇	一三・六一	一三・六一
令第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	全ての水域	九・五九	七・三六	五・八一	三・六九	四・八六	六・〇一	四・〇一	五・八四	三・九八	一・七五	一・五六	二・八二	五・一四	〇・一〇	三・九八	三・一二
令第十八条の四に規定する特定かき養殖業	全ての水域	五・七三	四・八九	四・〇七	二・七〇	三・六九	三・八八	二・二七	三・三〇	二・五〇	一・一三	〇・六六	一・四八	二・〇五	〇・一〇	二・五〇	二・〇七
令第十八条の四に規定するくるまえび養殖業	全ての水域	一二・一六	九・二八	七・一一	四・一二	六・七八	九・一二	七・三六	七・〇三	四・八五	一・八六	一・七九	三・九六	六・八八	〇・一〇	六・〇一	四・五二
令第十八条の四に規定するうに養殖業	全ての水域	一二・七〇	七・五一	五・六六	三・一六	六・八〇	八・六三	七・三九	五・八五	四・〇〇	一・五〇	二・六九	四・五四	七・〇三	〇・一〇	九・〇四	八・一二
令第十八条の四に規定するほや養殖業	全ての水域	九・五九	七・二六	五・八一	三・六九	四・八六	六・〇一	四・〇一	五・四三	三・九八	一・七五	一・五六	二・八二	五・一四	〇・一〇	三・九八	三・一二

第一号の表備考イ中「全事故比例てん補方式」を「全事故比例**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ロ中「約定限度内てん補方式」を「約定限度内**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ハ中「支払上限付てん補率てい増方式」を「支払上限付**塡**補率逓増方式」に、「てん補方式」を「**塡**補方式」に改め、同表備考ニ中「支払上限付小損害低てん補方式」を「支払上限付小損害低**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ホ中「支払上限付小損害不てん補方式」を「支払上限付小損害不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ヘ中「約定限度内低事故不てん補方式」を「約定限度内低事故不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ト中「支払上限付低事故不てん補方式」を「支払上限付低事故不**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考チ中「地震等限定てん補方式」を「地震等限定**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考リ中「大損害比例てん補方式」を「大損害比例**塡**補方式」に、「てん補方式を」を「**塡**補方式を」に改め、同表備考ヌ中「てん補方式が大損害比例てん補方式」を「**塡**補方式が大損害比例**塡**補方式」に改め、同表備考ワ中「あっては同号」を「あっては、同号」に、「直前契約が同号」を「直前契約が同号」に改め、同表備考ワ一中「あっては十一等級」を「あっては、十一等級」に、「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「**塡**補方式が地震等限定**塡**補方式」に改め、同表備考ヨ中「同条第二項」を「法第百二十五条の十二第二項」に改め、同表備考タ中「ほたて貝等養殖業」に、「すべての」を「二以上の区域の全てについてその」に、「てん補方式が地震等限定てん補方式」を「**塡**補方式が地震等限定**塡**補方式」に改める。

第二号中「てん補方式が」を「**塡**補方式が」に改め、同号イからハまでの規定中「約定限度内てん補方式」を「約定限度内**塡**補方式」に改める。

附　則

1　この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十四年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

2　平成二十四年四月一日以降一年間に締結される当初契約（ほたて貝等養殖業（とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業に限る。）、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業に係るものに限る。）の基準共済掛金率は、改正後の第一号の表備考ヨの規定にかかわらず、同表に掲げる率（同表備考ヲ又はワに該当する場合にあっては、同表備考ヲ又はワによって得た率）に百分の八十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。